

令和 8 年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業
実施事業者募集要領

1 本募集要領の目的

令和 8 年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業について、審査等の手続きを一体的に行い、委託事業者の円滑な決定につなげることにより、効果的な事業の実施を図ることを目的とする。

2 企画提案を募集する事業の内容等

(1) 事業の内容

別添仕様書に記載のとおり。

(2) 委託期間

委託契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(3) 委託上限額

15,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

なお、上記金額は予算額の上限であって契約額ではないので留意すること。

3 企画提案の参加要件

事業を効果的かつ効率的に実施することができる、県内に事業所等を有する法人又は法人以外の団体であり、以下の(1)から(8)までの全ての要件を満たす者であること。また、事業実施のために必要な場合は、共同体で参加することも可能とする。

なお、共同体で参加する場合にあっては、少なくとも1者が(1)を満たし、かつ全ての構成員が(2)から(8)までの全ての要件を満たす者であること。

(1) 徳島県内に本社、本店又は活動拠点を置いている(※)こと。

(※)「活動拠点を置いている」とは、プロポーザルの参加申込書の提出時点で、徳島県内に設置された自社の支店、営業所等の事務所において、実体的かつ継続的な事業活動が行われていることを指す。

(2) 県税及び国税の未納がないこと。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。) でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(7) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと思えられる者ではないこと。

(8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

4 企画提案への参加及び応募方法

(1) 企画提案に参加する場合には、令和8年5月18日(月)午後5時までに、次の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書(様式第1号)

イ 共同体構成員届出書(様式第2号)(共同体で参加する場合)

ウ 共同体協定書(様式第3号)(共同体で参加する場合)

エ 共同体委任状(様式第4号)(共同体で参加する場合)

なお、「企画提案参加申込書」の提出後に辞退する場合は、「企画提案辞退届」(様式第5号)を提出すること。

(2) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

なお、企画提案を募集する事業については、目標(アウトプット・アウトカム)を設定しているため、企画提案書を提出する事業に設定されている目標の達成方法及びその見込について記述すること。

ア 企画提案書(様式第6号)

A4版、ページ数は問わない。

イ 委託業務に係る経費の見積書(様式第7号)

ウ 統括責任者・運営管理体制(様式第8号)

エ 業務スケジュール(様式任意) A4版、ページ数は問わない。

オ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 発行後3ヶ月以内のものに限る。写しの提出でも受け付けるが、受託者となった場合は、契約を締結するまでに原本を提出すること。

カ 損益計算書・貸借対照表(直近2事業年度分)

(3) 企画提案書の提出部数

ア 持参又は郵送の場合

提出部数は、7部とすること。

企画提案書は両面印刷とし、カラーを使用する場合は7部ともカラーとすること。

イ 電子メールにより提出する場合

電子メールの件名は「プロポーザル企画提案書（事業者名）」とし、添付ファイルの形式はPDF形式とすること。電子メールの送信後、11に掲げる提出先まで、送信・受付確認の電話をすること。

なお、本県のメール受信容量に限りがあるため、容量が大きい場合は徳島県オンラインストレージサービスの利用を推奨する。徳島県オンラインストレージサービスを利用する場合は、事前に送受信テストをするため令和8年5月22日（金）までに申し出ること。

(4) 提出先

11に掲げる場所

(5) 提出方法

持参、郵送又は電子メールによること。

(6) 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時必着

電子メールで提出の場合は、企画提案書の提出後、上記期限までに送信・受付確認の電話をすること。郵送で提出の場合は、特定記録を利用するなど、差し出しの記録が残るようにすること。

(7) 留意事項

ア 参加申込みに要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 企画提案に応募した事業所名等は公表する場合がある。

エ 人件費等経費の積算に当たっては、地域の水準等を踏まえ適正な価格で積算すること。

オ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合には、失格とする。

カ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、徳島県に帰属する。

5 委託業者の選定

(1) 審査の方法

提出された書類の内容を審査するため、外部委員を含めた選定委員会を開催し、その結果に基づき委託候補者を選定する。評価は、次の項目について、あらかじめ定められた選定基準に基づき、書類審査若しくは提案者によるプレゼンテーションにより行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。

また、必要に応じてヒアリングの実施や、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。この場合は、県から別途通知する。

ア 提案内容 事業の実施方法、スケジュール 等

イ 目標管理 目標（アウトプット、アウトカム）の達成方法及びその見込 等

ウ 実施体制 業務実施・サポート体制 等

エ 実績 同種の業務の実績 等

オ 経費 経費の妥当性

カ その他業務を実施するに当たっての創意工夫

(2) 審査結果の通知

審査結果は、全ての応募者に対し、文書により通知する。

6 本事業における質疑応答

(1) 質問の受付期限

令和8年5月11日(月)正午まで

(2) 質問票の提出

質問票(様式第9号)により、ファクシミリ又は電子メールにより、質問票に記載の宛先まで提出すること。

(3) 質問の内容

原則として、企画提案を募集する事業に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。
なお、各応募者からの質問事項に対する回答については、令和8年5月14日(木)までには、質問者全員にファクシミリ又は電子メールにより送付する。

7 契約の締結

(1) 徳島県と最優秀提案者は、業務を実施するうえで必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき契約を締結する。

なお、最優秀提案者との協議が整わなかった場合、次点提案者と協議を行うものとする。

(2) 契約を締結するまでに次の書類を提出すること。

ア 納税証明書(県税及び国税に未納がないことの証明書) 原本各1部

イ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 原本1部

発行後3ヶ月以内のものに限る。企画提案書提出時に原本を提出している場合は不要。

(3) 経理処理は他に行っている事業と明確に区分し、会計関係の帳簿及び証拠書類は事業が終了した年度の終了後5年間保存すること。

(4) 県から事業の実施状況について報告を求められた場合には速やかに回答すること。

(5) 事業終了後は、事業の実施内容、目標(アウトプット、アウトカム)の達成状況、事業に要した経費及びその内訳を含む実績報告書を速やかに提出すること。

8 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

なお、委託料は、前払ができるものとする。前払の額は、契約の内容に応じて県が決定する。

9 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に再委託し、または、請け負わせることができない。ただし、委託業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、徳島県と協議のうえ、委託業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者が委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。

10 スケジュール

令和8年4月30日（木）	公募手続開始
令和8年5月11日（月）正午	質問票締切
令和8年5月18日（月）午後5時	企画提案参加申込書締切
令和8年5月25日（月）午後5時	企画提案書等提出締切
令和8年5月下旬から6月上旬	委託事業者決定・契約締結

11 問合せ先及び書類提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当 光山

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2348

ファクシミリ 088-621-2852

メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

令和 年 月 日

企画提案参加申込書

徳島県知事 殿

(参加申込者)

住 所

名 称

代表者職氏名

担当者職氏名

連絡先

電話番号

電子メール

私は、令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業の企画提案に参加したいので、申し込みます。

なお、企画提案参加資格（企画提案募集要領3）に掲げる要件を満たしていることについて、事実と相違ないことを誓約します。

※ 申込者が共同体となる場合においては、参加申込書には当該共同体の構成員の代表企業等を記載するとともに、次の共同体構成員についても記載してください。

■ 共同体構成員

[構成員1（共同体の代表法人等）]

住 所

名 称

代表者職氏名

[構成員2]

住 所

名 称

代表者職氏名

令和 年 月 日

共同体構成員届出書

徳島県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）

住 所
名 称
代表者職氏名

構成員

住 所
名 称
代表者職氏名

この度、令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業の企画提案に参加するに当たり、共同体を結成しましたので届け出ます。

共同体協定書

- 第1条
（目的）
- 第2条
（名称）
- 第3条
（所在地）
- 第4条
（設立の時期及び解散の時期）
- 第5条
（構成員の所在地及び名称）
- 第6条
（代表者の名称）
- 第7条
（代表者の権限）
- 第8条
（構成員の責任）
- 第9条
（権利義務の制限）
- 第10条
（構成員の脱退に関する措置）
- 第11条
（構成員の破産又は解散に関する措置）
- 第12条
（協定書に定めのない事項）

令和 年 月 日

構成員（代表者）
住 所
名 称
代表者職氏名

構成員
住 所
名 称
代表者職氏名

※上記条項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

令和 年 月 日

共 同 体 委 任 状

徳島県知事 殿

共同体の名称

構成員（代表者）

住 所
名 称
代表者職氏名

構成員

住 所
名 称
代表者職氏名

私は、下記の共同体代表者を代理人と定め、当共同体が存続する間、次の権限を委任します。

受任者

住 所
共同体の代表者 名 称
代表者職氏名

委任事項

令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業の企画提案に係る

- 1 企画提案関係書類の作成及び提出
- 2 契約の締結
- 3 委託料の請求及び受領

令和 年 月 日

企画提案辞退届

徳島県知事 殿

住 所
名 称
代表者職氏名

担当者職氏名
連絡先
電話番号
電子メール

令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業の企画提案への参加を次の理由により辞退します。

【理由】

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(参加申込者)

企画提案書

事業名	
1 事業の実施方法、スケジュール	
2 目標（アウトプット、アウトカム）の達成方法及びその見込	
3 実施体制・サポート体制	
4 同種の業務の実績	
5 事業実施に当たっての創意工夫	<ul style="list-style-type: none">・事業の周知広報、その他、事業目的を達成するための効果的な業務の提案・複数の事業（ここで募集する事業以外の、他の県関係事業を含む）を併せて実施することによる優位性・実績把握のための調査の回収率向上に向けた工夫 <p>※仕様書に記載のとおり、事業の目標の達成状況や支援の満足度を把握するための調査を実施する必要があります。適正な実績把握に必要なので、本調査の回収率を向上させるための工夫についても記載してください。</p> <p>※支援対象企業が「プロフェッショナル人材確保支援費補助金」を活用することも想定されるため、「徳島県プロフェッショナル人材戦略拠点」との連携等も PR してください（詳細は仕様書を参照）。</p>

※上記の項目が記載できていれば、任意の様式でもかまいません。

※「複数の事業を併せて実施することによる優位性」は、該当がある場合に記載してください。

※適宜、行を追加して記載してください。

※必要に応じて、事業計画内容を説明する補足資料を添付してください。

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

(参加申込者)

委託業務に係る経費の見積書

(単位:円)

経費区分	金額	積算内訳等
合計(税抜)		
消費税額		
見積合計額(税込)		

統括責任者・運営管理体制

(参加申込者)

統括責任者	氏名		役職	
	経験年数			
	主な実績 経歴等			

【運営管理体制】

【留意事項】

- 1 具体的な内容が分かるよう、図・表等を用いて事業の運営管理体制を記載してください。
- 2 運営管理体制全体の中で事業に従事（専従）する社員等が分かるように記載してください。
- 3 記載内容が枠内に収まらない場合は、別紙を作成し、添付してください。

令和 年 月 日

質問票

令和8年度高度外国人材合同企業説明会等実施事業実施事業者募集要領等について、質問事項がありますので提出します。

法人名（団体名）
所在地
担当者名
電話番号
FAX
電子メール

質問項目	(募集要項または仕様書の別・ページ数等)
内容	

(注意) 質問事項は、当様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

提出先 徳島県生活環境部労働雇用政策課雇用促進戦略担当 光山
住所 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
ファクシミリ 088-621-2852
メールアドレス roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp